



大埔校通学バス利用の手引き

0.通学バスを利用される保護者の皆様へ	P.0
1.会則	P.1
2.通学バス運行の基本方針	P.3
3.通学バス料金	P.3
4.組織運営	P.4
5.ルール	P.5
6.諸手続き	P.8
7.緊急時の登下校	P.9
8.緊急連絡先	P.10
9.添付用紙	
○通学バス利用者会申込書	P.11
○変更・退会届	P.12
○通学バス利用マナー、ルール違反報告書	P.13

香港日本人学校大埔校通学バス利用者会

改訂版

通学バスを利用される保護者の皆様へ

通学バス利用者会

香港日本人学校‘小学部大埔校通学バス利用者会は、通学バスを利用する児童の保護者による任意団体であり、児童が通学バスをする保護者は当会に入会して頂く必要があります。運営は、各年度に選ばれた代表（役員、バス委員等）が中心となって、児童の安全通学の為に活動を行っていますが、円滑に進める為には、通学バスを利用される皆さん各々が、自覚と責任を持って積極的に運営に参加する事が基本となっています。

文部科学省からの通達として「海外の日本人学校において学校は児童・生徒の通学時の事故の責を負わない」としており、実際のバス運行については民間大手バス会社に業務委託を、バス利用に於ける運行事務については学校事務局に委託しております。又、学校・教職員の先生方の協力、指導も頂きながら運行しております。

通学バスの安全運行と通学バス利用者会の組織運営にご理解とご協力をお願い致します。

1. 会則

第 1 章 名 称 と 目 的

本会は、香港日本人学校大埔校通学バス利用者会と称し、保護者の責任で運営し、本校児童が安全にバス通学できることを目的とする。

第 2 章 会 員 の 権 利 ・ 義 務 ・ 責 任

1. 通学バスの運行・サービス・安全等の改善のために自由に意見を述べること。
2. 総会に出席すること。
3. 通学バス委員に推挙されること。
4. 会費を納入すること。
5. 交通事故を未然に防止し、児童の安全を期するために通学バスの利用ルールを守ること。
6. 会員は分担された各種業務をすること。
7. バス運行中に発生した事故及び登・下校時における自宅・学校間において発生した事故については、その原因を問わず全ての責任を本会・PTA・学校に対し追求しないこと。
8. 役員会の決定に従うこと。

第 3 章 入 会 ・ 退 会

入 会

1. 本会則に定めるすべての権利と義務及び責任を取得したものとする。

退 会

1. 次の事項により退会とする。
 - ①3ヶ月以上にわたる会費の滞納。
 - ②転出。（香港日本人学校大埔校をやめる場合・香港日本人学校小学部香港校への転校も含む）
 - ③義務を著しく怠った場合。（最終判断は役員会にて行う）

第 4 章 役 員

1. 本会には次の役員を置く。

- | | |
|--------|-------------|
| ①会 長 | 1名 |
| ②副 会 長 | 1名 |
| ③会 計 | 1名 |
| ④書 記 | 1名（事務局バス担当） |
| ⑤相 談 役 | 1名（教職員） |
| ⑥会計監査 | 1名 |

本会における役員の兼務は認められない。

会長が必要と認めた場合は役員を増員することができる。

2. 役員の任務は就任の日より次期定例総会までとし、重任を妨げない。
3. 役員の任務を次の通り定める。
 - ①会長は本会を代表総攬し、総会及び役員会を招集し、その議長となる。
 - ②副会長は会長を補佐し、会長がその責を果たせないときは、その代理をつとめる。
 - ③書記は総会並びに委員会の議事を記録し、各種会合の事務を処理する。
 - ④会計は本会全ての経理事務を担当し、定例総会において決算報告を行う。
 - ⑤会計監査は必要に応じて会計を監査し、定例総会において監査報告を行う。
 - ⑥相談役は本会活動全般について相談にのり、助言を行う。

第 5 章 集 会

1. 本会は次の集会を開く。

- ①総 会 定例総会 毎年5月を開く
臨時総会 必要により随時開く
- ②役 員 会 必要により随時開く
- ③バス委員会 必要により随時開く
- ④通 班 集 会 必要により随時開く

第 6 章 総 会

1. 定例総会は次の事項を行う。

- ①前年度決算報告の承認
- ②新役員の紹介
- ③新年度の計画ならびに予算案、その他の事項についての審議と承認

2. 臨時総会は会長が必要と認める場合、または全会員の5分の1以上の要求がある場合に会長が招集する。

3. 総会の定足数は全会員の3分の1とし、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

第 7 章 役 員 会

1. 役員会は、会長・副会長・会計・書記・相談役をもって構成する。

2. 役員会は必要に応じ会長が招集し、通学バスに関する諸問題の審議及びその解決の任にあたる。

3. 学校長は必要に応じて役員会に出席し、助言または意見を述べることができる。

第 8 章 通 学 バ ス 委 員 会

1. 通学バス委員会は、全バス委員によって構成され、会長、副会長を置く。会長、副会長、バス委員の任期は引継ぎ会より、次年度定期総会までとし、重任を妨げない。

2. 通学バス委員会の任務を次の通り定める。

- ①児童の交通事故を防止し、安全な通学バス運行を行うための方策を役員会に具申する。
- ②通学バスストップの新設、変更を検討し役員会に具申する。

3. 通学バス委員会の成立は全バス委員の半数以上の出席を必要とする。学校長、教職員、本会役員は必要に応じ通学バス委員会に出席し、諮問に応じまた助言する。

第 9 章 通 班 集 会

1. 1学期は学校主体で行う。

2. 2学期地域通班集体会は保護者が中心となって行う。

第 10 章 会 計

1. 本会の会計は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

2. 会費(バスチャーター料金及び事務諸経費)は年に一度見直すこととし、新年度より新料金を徴収する。定例総会にて会員の承認を受ける。

第11章 会則の改正

1. 会則の改正は役員会で審議し、総会で承認とする。

付則

※本会則は2017年6月1日、2022年4月（2021年定例総会承認）より一部改正実施する。

2. 通学バス運行の基本方針

1. 通学バス運行は民間の大手バス会社に業務委託をし、運行業務は学校事務局に委託する。
2. 運行路線・運行時間は、学校の年間日課計画に従い、年度末に翌年度分を決定する。
それ以後の路線およびバスストップ新設は、原則として認めない。
3. 年度始めに新たなバスストップを新設する場合は、以下の基準に基づき申請出来る。
 - ①10人以上の利用者がいてバス委員を選出できる。
 - ②乗車時間が1時間以内の範囲にある。
 - ③将来的な児童数増加が予測される。（バス料金への影響が少ないこと）
4. 交通事情・道路事情でストップの変更が必要になった場合、バス委員から連絡を受け、必要時には役員会で協議の上、決定する。
5. 年度の途中で児童の転入により乗車定員がオーバーした路線については、新規申込者は欠員が出るまで利用できない。（順次空席待ちとなる。）但し、最寄りの他の路線に欠員がある場合は、暫定的にそちらを利用してもよい。
6. 每学期当初よりの転入において、定員オーバーになる路線については抽選により乗車の可、不可を決定する。
7. 運行上問題が生じた場合は、バス委員会で検討し役員会で決定する。

3. 通学バス料金

1. バス料金は独立採算制とし、年度当初にバスチャーター料金を基本にして役員会で検討し決定する。新年度4月より新料金を実施し、総会にて承認される。
2. バス料金は毎年度、総会前に別紙にて報告をする。（新年度4月より変更）
3. バス料金は授業料と共にその納入規定に合わせる。（1回のみ乗車でも、1カ月分を徴収する）
4. 退会にあたっては、退会まで30日を切った場合の翌月の会費及び1回でも利用した月の会費は返金されない。退会の日の30日以上前に連絡があった「利用しない月の会費」は返金される。

4. 組織運営

選出方法と主な役割

会長、副会長

PTA役員選出時に、全バス会員から1名ずつ選出する。

1. 役員会に出席し、議題について討議する。
2. バス委員会の中心となり、運営する。
3. 学校との連絡及び調整にあたる。

バス委員

バス委員の選出は、バスストップ毎にPTA役員選出前に行う。各種委員未経験者より選出する事を原則とするが、不可能な場合は、各種委員（PTA役員を含む）の経験者の再任を妨げない。

1. 安全な登下校ができるよう、バスストップの体制を整える。
2. 必要書類を作成する。（座席表、各種当番表など）
3. 転出・転入及び通学区域内のバスストップ変更の連絡を受ける。
4. 会員への連絡（緊急時を含む）、児童への指導などにあたる。
5. バス委員会に出席し、通学バスでの問題を討議する。

5. ルール 会 員 編

事故を未然に防止し、児童の安全を期する為、下記の事項を厳守する

1. ルール児童編（P. 7）を把握し、遵守できるよう児童に指導する
2. 通学バス利用者の決定・ルールに従い、秩序を乱さない
3. 通学バス利用に関する連絡はバス委員を通じて行う

①通学バス利用に際して

1. 保護者は児童の朝の通学バス乗車および下校降車の際の送迎を行う。但し、3年生以上は保護者の責任において判断する。

「お子様の安全と保護者の責任について」は学校ホームページを参照

<http://www.hkjs.edu.hk>

2. 登校時は、集合時間を守る。通学バスは遅刻者を待たずに発車する。乗り遅れた場合は、保護者が必ず同行し登校させる。駆け込みは、事故発生につながり危険なので絶対に禁止とする。
3. 決められた乗車バス、及びバスストップ以外での乗降は、原則として禁止する。
4. 車内でのマナーは、各家庭の責任において、しっかりと指導する。
5. 児童によるバス備品の破損は、当事者の保護者が相当額を負担する。
6. 万一、間違ったバスに乗ってしまったら、すぐに申し出ることを家庭で指導する。保護者は連絡が取れる状態で待機する。乗り間違いの児童を保護した方は、バス委員または保護者に連絡をする。
7. 通学バス運行は、交通事情により到着時間が多少前後することもあるので留意する。
8. 『バス番号確認カード』を児童の名札裏に入れ、携行させる。
9. 傘の使用については、1, 2年生は保護者が持ち帰る。3年生以上は折り畳み傘を車内に持ち込むことができる。（折り畳み傘を入れるビニール袋を持参）
10. バス内に忘れ物をした時は、翌日保護者が直接事務局（バス担当）へ問い合わせる。
11. 個人で解決不可能なバスのトラブルが発生した場合、その相談を先ず通学バス利用者会へ連絡すること。メール：jis-bus-riyoshakai@jis.edu.hk
連絡を受けたバス会は秘密厳守の元、当該関係者（バスマザー、バス委員、学校教職員）と連携をとり、事実関係を確認したあと、対応策を決め解決を促す。
12. バス内での悪質ないたずらや 乗車マナーに著しくかけるなど、乗車ルールを守れない場合の対応ガイドライン（2021 年 11 月改正）を以下の通りとする。

A)	バス委員、バスマザー、バス事務局いずれかより児童に口頭による注意をする。
B)	3 回の注意をしても改善が見られない場合、家庭で指導をして頂く。
B-1)	1 回の注意でも改善の意思が見られないような言動(例: 反抗的な態度や、注意直後からルール違反を重ねる)を取る場合は、即、保護者に連絡し家庭にて指導をしていただく。
C)	1 週間様子を見ても改善が見られない場合、学校から指導を行う。
D)	学校からの指導後、1 週間様子を見ても改善が見られない場合、保護者へその旨を連絡し、保護者のバス添乗 3 日間(登校または下校バス)を義務とする。
E)	保護者のバス添乗期間中、および、添乗期間後に改善が見られない場合、学校からの指導を行う。学校からの指導と同時に児童は警告を受け、当警告を保護者に伝える。

F)	警告後、1週間様子を見ても改善が見られない場合、5日間の通学バス利用を禁止する。
G)	役員会の判断のもと退会処置とする。

*添付用紙 マナー、ルール違反報告書 手引き P.13

12. 原則として、保護者は学校往來の交通手段として通学バスを利用できない。但し、通学バス指導、PTA活動、学校ボランティアの場合はバス利用が可能。その際は前日までにバス委員に連絡する。定員を厳守し、児童優先とする。また、乗車時は児童への安全指導を行う。

②添乗について

1. 通学がより安全に行われるよう車内の様子を知り、必要時に児童へのサポートやマナー指導をする。
2. 希望する会員は事前に申請の上、添乗することができる。新入生、編入生の保護者は、バス内での児童の様子を知るために、添乗することを推奨する。添乗した場合は、添乗アンケートを提出する。
3. 添乗区間は、学校から添乗者の乗降しているバスストップまでを添乗区間とする。
4. 事故・故障時の処置：①事故・故障の状況に応じバスマザーと共に児童を安全な場所に移動し待機させる。
②代わりのバスが来るまで待機場所から離れず児童に指示する。
③事故・故障の状況についてバス委員に細かく報告する。
5. 添乗者保険：バス会社で加入済。

下校バス乗車手順

- ①下校バス出発時間15分前までに、学校受付(G階)に常備の「添乗カード」と「バス添乗アンケート」を取り、「ノート」に必要事項を記入する。「添乗カード」は、乗車時に必ずバスマザーに手渡してから乗車する。「添乗カード」が無い場合は乗車できない。
- ②児童の乗車前に、乗車予定のバス停車位置を学校玄関前の配車板で確認し、出発時間の1.0分前(厳守)に乗車する。
下校バスは毎日ほぼ定刻に発車する。発車間際の乗車は、非常に危険なので絶対にしない。
- ③児童が乗車し始めたら、バス内にて児童に静かに座って出発を待つよう指導する。
但し、バス走行中は急ブレーキ等で危険を伴う事もあるため、通路を立ち歩いての指導はしない。
- ④車内では児童の乗車ルールと同様。また、大人同士はできるだけ離れて空席に着席し、私語を慎む。携帯電話の使用は緊急時のみとする。

③バス当番について

1. バス当番制は、地域内の保護者全員が通学バスにかかわり、児童を安全に送り出すことを目的とする。
2. 通学バス利用の全保護者対象で、各地域持ち回りにて行う。
3. 免除内容・バス当番のルール・送り出しの手順は、各地域で定めた内容に従う。

(バス当番制は2014年12月1日導入)

児 童 編

次をよく読み、ルールを守りましょう

〈登校する時〉

1. 集合時間を守りましょう。
2. バスを待っている時は、並んで静かに待ちましょう。

〈下校する時〉

1. 配車版でバスの位置をよく確かめて、間違えないようにしましょう。
2. バスを間違えて乗ってしまった時は、すぐに高学年生や先生に知らせましょう。
3. 下校指導の先生の話をよく聞きましょう。

〈バスに乗る時、降りる時〉

1. 運転手さん、バスマザーさんへ、元気にあいさつをしましょう。
2. バスを降りる時は、バスが完全に止まってから、かばんを持ちましょう。
3. 忘れ物をしていないか、よく確かめて降りましょう。

〈バスの中では〉

1. シートベルトをつけましょう。
2. さわいだり、ふざけたりしないで、静かにすごしましょう。
3. 決まった席に座り、席を立ったり、歩いたりするのはやめましょう。
4. バス内の器具にさわるのはやめましょう。
5. かばんから物を出したり、本を読んだり、食べたり飲んだりしないようにしましょう。
6. バスマザーや班長さんの指示に従いましょう。
7. もし気分が悪くなったら、すぐにバスマザーに知らせましょう。
8. バスが故障したり、交通事故が起きたりしたら、バスマザーの指示に従って、行動しましょう。

6. 諸手続き

通学バス利用に関する事務上の手続きは、学校関係とは別に、以下の要項で滞りなく行う。

◆入 会

1. 入学、編入学通学バス利用申込みは学校のHPリンクよりオンライン登録をする。
2. 「通学バス利用申込書」に必要事項を記入し、署名の上原本を提出する事。

◆退 会

1. 退会届の提出

退会の手続きは、決定次第早急に会員自身が「バス利用の手引き（改訂版）」にある用紙またはホームページよりダウンロードしたものをメールかレターで事務局バス担当に提出。

同時にバス委員にも通達する。

◆変 更

1. 変更届の提出

住所・電話番号・バスストップの変更時は、「バス利用の手引き（改訂版）」にある用紙またはホームページよりダウンロードしたものをメールかレターで事務局バス担当に提出。

同時にバス委員にも通達する。

◆その他

1. 通学バス内での薬の服用について

通学バス内での薬の服用（アレルギーなど緊急を要する場合）が必要な児童は、事前に保護者より通学バス利用者会へ文書にて提出すること。詳細については事務局（バス担当）に確認をする。

7. 緊急時の登下校

1. 台風、豪雨警報発令時の対応

香港では“香港教育署行政通告”という法令があり、当校もこの法令に従い緊急時（台風、豪雨）の対応をする。天候の悪い朝は香港のテレビ局（香港台、翡翠台など）のテロップやインターネット（www.weather.gov.hk）の“香港教育署行政通告”に注意する。シグナルに対する学校の対処については、3校ホームページ/Q&A/台風・豪雨警報時を参照。

- ①台風、豪雨の日は緊急下校が予想されるので、電話連絡等の対応が速やかにできるよう外出を控え、自宅で待機する。
- ②臨時休校・緊急下校の場合、バス利用者会から会員に連絡はない。緊急下校時は学校より SNS にて連絡される。
- ③緊急時の下校は曜日に係わらず、一斉下校となる。
- ④緊急下校時には、全通学バスに先生が添乗する。

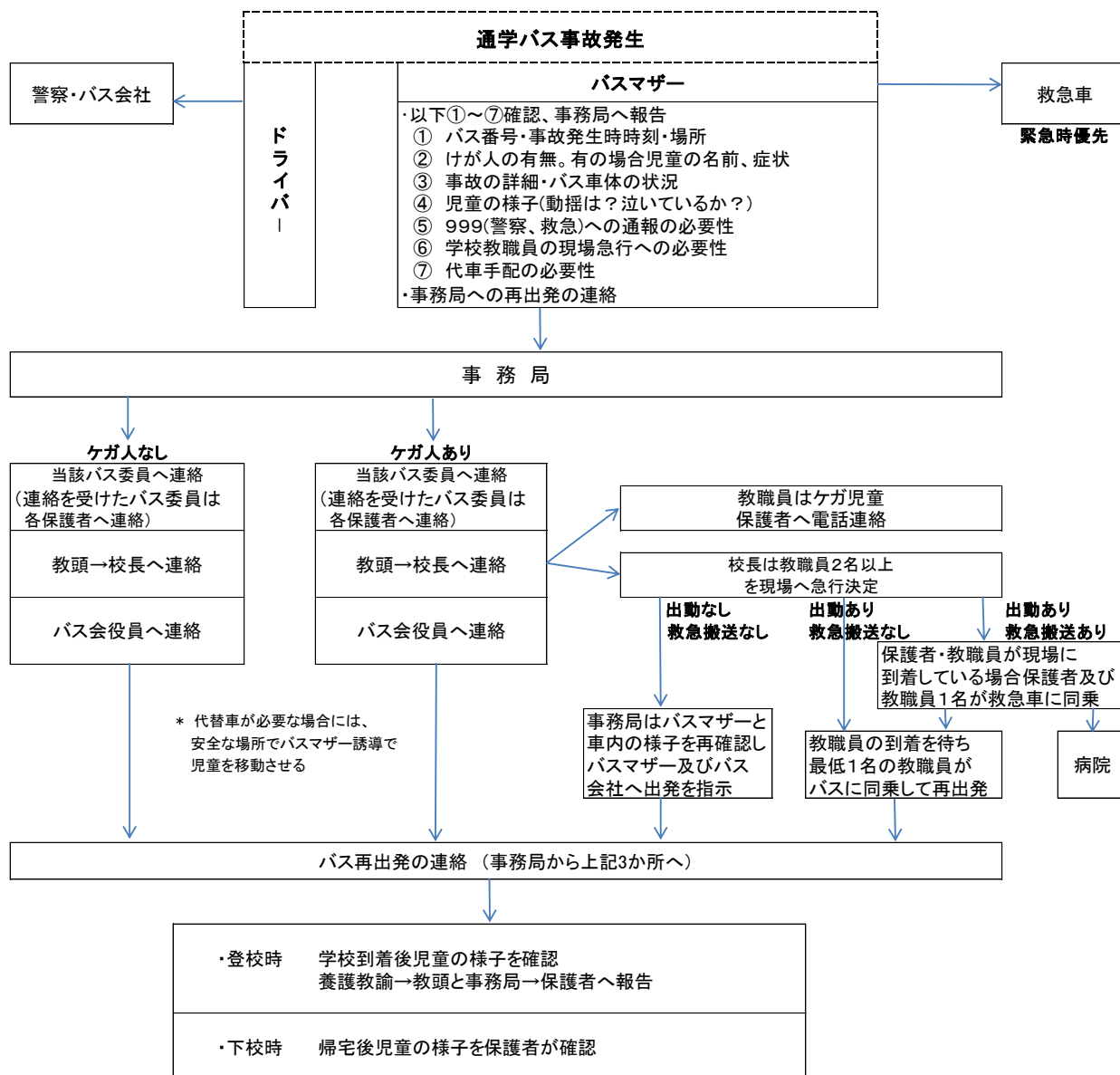
2. 事故、デモ、暴動に巻き込まれバスが動けなくなった場合（バス発車後の対応）

- ① バスマザーもしくはドライバーから、学校・事務局バス担当に連絡が入る。保護者へはバス委員を通して対応等を連絡する。
- ② 事故や車両トラブルに因る運行不能の場合は、バス会社が代替車を手配する。
- ③ デモ、暴動に因る運行不能の場合は、その対処を事務局バス担当から警察、領事館にも依頼する。

3. バス会社の理由で運行中止となった場合

バス会社の突然の倒産、労働争議に因るドライバーのストライキ等、バス会社の理由で運行中止となった場合は保護者の責任においての通学となる。

4. 事故発生時の対応の流れ



*教職員は全教員、事務職員を意味する

*上記をベースに事故の状況に応じて柔軟に対応する

8. 緊急連絡先

学校事務局内バス担当

電 話：2 6 5 2 2 3 1 3

林 携帯：6 2 9 5 6 9 6 6（7：10～8：20 及び緊急時）

学校（職員室）

電 話：2 6 5 2 2 3 0 3

バス会社（冠忠遊覧車有限公司）

代 表 電 話：2 5 7 8 1 1 7 8

運行部電話：2 8 8 2 6 6 2 3

通学バスに関するご意見はバス事務局までお願いします。

メール：jis-bus-riyoshakai@jis.edu.hk

通学バス利用研究会入会申込書

本人控

香港日本人学校たいぽ校
通学バス利用研究会会長殿

私（保護者）は、通学バス利用研究会に入会を申し込みます。
入会後は会員として通学バス利用研究会会則及びルールを守り、児童にも守らせ
児童の通学バスにおける安全運行とバス会運営に協力することを誓約致します。

ストップ名【 】		バス番号	
年 組	男・女	一斉 登下校	木曜日 二部下校
フリガナ 名前		【K 】	【K 】
ストップ名【 】		バス番号	
年 組	男・女	一斉 登下校	木曜日 二部下校
フリガナ 名前		【K 】	【K 】

(保護者署名)

年 月 日

取扱者サイン

(切り取り) ...

通学バス利用研究会入会申込書

事務局用

香港日本人学校たいぽ校
通学バス利用研究会会長殿

私（保護者）は、通学バス利用研究会に入会を申し込みます。
入会後は会員として通学バス利用研究会会則及びルールを守り、児童にも守らせ
児童の通学バスにおける安全運行とバス会運営に協力することを誓約致します。

ストップ名【 】		バス番号		保護者氏名	
年 組	男・女	一斉 登下校	木曜日 二部下校	自宅住所 (英文)	
フリガナ 名前		【K 】	【K 】		
ストップ名【 】		バス番号		☐ 🏠	
年 組	男・女	一斉 登下校	木曜日 二部下校		
フリガナ 名前		【K 】	【K 】		
E メールアドレス 父、母、その他 ()		緊急連絡先(日中連絡用) 父、母、その他 ()			
		☐			
車酔い 有・無 (どちらかに○)					
その他(通学バスご利用にあたり心配事等あればご記入ください。)					

取扱者サイン

(保護者署名)

年 月 日

(コピーしてお使い下さい)

通学バス利用研究会会長殿

年 月 日

保護者氏名	
-------	--

変更・退会届

通学バス利用について、下記の通り変更したいのでお届けします。

記

1.ストップ変更 :

ストップNo.	バスNo.

 ⇒

ストップNo.	バスNo.

 ⇒

2.住所/電話変更

ストップNo.	バスNo.

 ⇒ ⇒ ⇒ ⇒

(新住所) 英文:

電話:

3. 退会:
A. ⇒⇒⇒⇒⇒

ストップNo.	バスNo.

B.理由(該当するものを○で囲んでください。)
①自主通学に切り替える。 ②転出 ③香港校へ転校

4.利用者(変更・退会の児童名)

学年・組	児童名

バス事務局(大埔校)	
学校	
名簿	
定員表	

5.変更・退会の日付 :
年 月 日 (登校・下校/まで・より)

NO. 2021〇〇〇

2021 年〇月〇日

様 K バス (児童名:)

香港日本人学校大埔校

通学バス利用者会

日頃より、バス利用者会へのご理解とご協力を頂きましてありがとうございます。

さて、お子様のスクールバスご利用に関して、ルール違反またはマナー欠如が見受けられますので以下のように報告いたします。ご家庭でルールの再確認、ご注意等指導をお願いいたします。

1. おしゃべり	2. 本読み・宿題	3. シートベルト不着	3. 座席位置、車内移動
----------	-----------	-------------	--------------

4. その他、備考

--

現在以下の段階です。【バス会ルールガイドライン（バス利用の手引き 5.-11）】

A)	バス委員、バスマザー、バス事務局いずれかより児童に口頭による注意をする。
B)	3 回の注意をしても改善が見られない場合、家庭で指導をして頂く。
B-1)	1 回の注意でも改善の意思が見られないような言動（例：反抗的な態度や、注意直後からルール違反を重ねる）を取る場合は、即、保護者に連絡し家庭にて指導をしていただく。
C)	1 週間様子を見ても改善が見られない場合、学校から指導を行う。
D)	学校からの指導後、1 週間様子を見ても改善が見られない場合、保護者へその旨を連絡し、保護者のバス添乗 3 日間（登校または下校バス）を義務とする。
E)	保護者のバス添乗期間中、および、添乗期間後に改善が見られない場合、学校からの指導を行う。学校からの指導と同時に児童は警告を受け、当警告を保護者に伝える。
F)	警告後、1 週間様子を見ても改善が見られない場合、5 日間の通学バス利用を禁止する。
G)	役員会の判断のもと退会処置とする。

*この通知を発信するにあたり、多方面から確認した上でバス会役員が判断しております。この報告に対するご意見は受け付けませんのでご了承ください。

*一度態度が改善され一定期間後に元に戻ってしまった場合、前回対応した段階から再度注意、指導等します。

スクールバスのルールは基本的に公共の交通機関と同じです。日本語が通じない環境下でバス内のトラブルを極力回避し、ドライバーが安全に運転出来るように作られています。

児童の安全を守るためには通学バスを利用する児童の保護者全員がバス利用者会のルールをご理解頂き、ご協力頂くことが不可欠です。

どうぞよろしくお願い申し上げます。